令和８年度　子ども交流センターのご案内

駒ヶ根市教育委員会　子ども課

１　子ども交流センターとは

保護者が就労等で昼間家にいないご家庭の小学生を対象に、主に放課後の健全な遊び場、生活の場を提供し、児童の健康の増進と情操、社会性、自主性などを伸ばすことを目的としている施設です。子ども交流センターは、子どもたちの自主的な活動と併せて、保護者、地域の皆様、学校等の協力を得て市が運営しています。



※学校の施設ではありませんので、ご注意ください。

２　登録できる児童は

駒ヶ根市内の小学生で、各交流センターに通うことが可能な児童、又は保護者等が送迎できる児童で次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

① 保護者が就労などで昼間家にいない世帯の児童
② 保護者が高齢者や障害者を介護している世帯の児童
③ 妊産婦家庭は産前産後２か月を目安として利用可。※家庭の事情や母親の体調により利用期間は相談可

３　申請・登録について

(1) **子ども交流センターを利用するには、事前登録（毎年度申請）が必要です。**
初めて利用する児童は親子での面談が必要となります。該当のセンターへご予約の上来館してください。
申請手続き … ながの電子申請にてお申込みください。
必要書類 … **就労証明書**※1　口座情報の分かるもの（一般登録の方のみ）が必要です。
※1 前年度から変更のあった家庭、または、初めて登録をする家庭のみ

(2) 申請期間について
令和８年度の申請は**令和８年２月２日（月）～ 令和８年３月１１日（水）**です。

(3) 登録の決定について
子ども交流センターの利用が認められた児童につきましては、３月中に決定通知をお送りします。

４　登録区分及び使用料について

○**一般登録** … ◆年間１２，０００円で、４月と１０月に６，０００円ずつ口座振替にてお支払いいただきます。一旦、納付いただいた使用料は返金できませんので、ご注意ください。

○**一時登録** … ◆平日は１回１００円です。事前に子ども課または駒ヶ根駅前市民サービスコーナーで回数券をご購入ください。回数券の未使用分の払戻し、転売はできません。
◆購入の際には、登録番号の分かるもの（決定通知や使用中の券）をご持参ください。
サービスコーナーでの新年度分の購入は４月からとなります。

※ **終日開館日（土曜日、長期休業日、学校計画休業日）の使用料は、一般登録・一時登録ともに、利用時間の長短にかかわらず、１日当たり２００円が加算されます。**

※ 終日開館日は利用人数に合わせて職員を配置しておりますので、**当日９：00までにキャンセルのご連絡の無い場合は使用料をいただきます。**

○使用料の減免（※登録区分が一般登録となります）
生活保護世帯、市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯、駒ヶ根市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金受給世帯は使用料が減免されます。該当する方は、電子申請にて使用料減免申請をしてください。
※減免の決定は７月頃に通知します。一般登録になるため、非該当だった場合は利用の有無にかかわらず、申請時から使用料を納付いただきますのでご注意ください。

5　登録区分の変更・退所等について

○半年に１度（１０月分から)、登録区分の変更（一般登録 ⇔ 一時登録）ができます。登録区分の変更を希望される場合は９月末までに、子ども課にて手続きを行ってください。

○転出等で利用の必要がなくなった場合は必ず子ども課で退所の手続きを行ってください。

※退所の届け出がない場合は使用料がかかる場合があります。

6　休館日及び開館時間

各子ども交流センターで毎月発行しているお便りを必ず確認してください。
行事予定や長期休業中の利用等について、大切な連絡事項が掲載されています。

(1) 休館日

◆日曜日、祝日、お盆、年末年始

※上記以外にも休館する場合があります。各子ども交流センターのお便りでご確認ください。

(2) 開館時間

○平日　　１２：３０～１８：００（延長利用１８：３０まで）

○長期休業日、学校計画休業日　８：３０～１８：００（延長利用８：００～１８：３０まで）

○土曜日　　申込み状況により開館（延長利用はありません）

- 長期休業日、学校計画休業日、土曜日は、別途、普段ご利用の子ども交流センターで申込みが必要です。
- 土曜日は、三和森子ども交流センターで拠点開館を行っています。利用を希望する月の前月の２０日までに、普段利用している交流センターへ申込書を提出してください。
- 延長時間については、保護者が勤務等で迎えに間に合わない世帯の児童に限らせていただきます。

※　交流センターによっては、児童の安全確保のため、利用人数を制限させていただく場合があります。

7　学校の集団下校及び緊急時の一斉下校は

原則として、子ども交流センターは閉館となるので利用できません。

※　一度帰宅してからの利用も出来ません。

※　緊急時の一斉下校とは台風や豪雨、有害鳥獣の出現等が想定されます。



8　感染症に感染している場合は

インフルエンザ等の感染症に感染している場合や、学級閉鎖の場合、同居の家族等に罹患者がいる場合は、感染の拡大を防ぐため、一定期間ご利用できません。

9　ご利用にあたって

- 子ども交流センターは、みんなで使う公共の施設です。各子ども交流センターには、「利用の約束」がありますので、親子でしっかり確認していただき、ルールを守ってご利用ください。
- 子ども交流センター利用中にけがをしたり、具合が悪くなったりした場合は、緊急連絡先にご連絡しますので、直ちにお迎えをお願いします。（各子ども交流センターに保健室はありません。）
- 子ども交流センターから子どもだけで帰宅する場合は、安全に帰宅できるよう、ご配慮をお願いします。

★以下の児童は受け入れできないことがあります。

- 着替え、トイレ等、身辺自立ができていない場合や、疾患等により児童の安全が確保できない場合。
- 指導員の指示を聞けない等、子ども交流センターの運営に支障をきたす行動などがある場合。

【お問い合わせ先】

すずらん子ども交流センター　TEL８３－８６６０	三和森子ども交流センター　TEL８２－６２４６
赤穂東子ども交流センター　TEL８３－３５２４	みなみ子ども交流センター　TEL８１－７１８３
駒ヶ根市教育委員会　子ども課　子育て支援係　TEL８３－２１１１　内線７１５	